公 表 第 10 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長、久留米市農業委員会会長及び久留米市高良内財産区管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年6月19日

久留米市監査委員中 島 年 隆久留米市監査委員塙 秀 二久留米市監査委員原 口 和 人久留米市監査委員藤 林 詠 子

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度: 平成24年度

部局名: 高良内財産区

指摘事項等			指摘事項等	措置状況等
意見	財務監査	物品取 扱事務	備品に係る台帳は作成されているが、備品を含む物品の取り扱いに関する規程自体が整備されていないので、必要な例規整備について検討し、取り組まれたい。	備品を含む物品の取り扱いに関する規程については、久留米市物品取扱規則に準じて、要綱を制定いたしました。